

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱」
に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条の規定に基づき、島根原子力発電所の廃止措置に関して協定の実施に必要な「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（平成18年2月2日締結）」に定める細目の一部を下記のとおり改正する。

記

第4条第1項中「（昭和32年法律第166号）」の次に「（以下この条において「法」という。）」を加え、同項の次に次の2項を加える。

- 2 協定第6条第3項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
 - (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
 - (2) 前号以外の計画変更にあつては、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙及び丙が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における周辺地域住民の安全確保等への影響は、法第43条の3の8第4項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する災害の防止上の支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

第6条第1項第1号中「発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況」とあるのを「発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画」とし、同号中⑤の次に次の⑥～⑩を加える。

- ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
- ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
- ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
- ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
- ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）

第6条第1項第2号中「発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況」とあるのを「発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況」とし、同号中⑥の次に次の⑦～⑨を加える。

- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）

第7条の見出し中「運転上の制限」とあるのを「運転上の制限及び施設運用上の基準」とする。

平成27年12月18日

甲 島根県防災部長 岸 川 慎

乙 松江市副市長 能 海 広

丙 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 北 野 立

- (加藤の子) 福中児童園児園児北野 ①
- (加藤の子) 下郷町児童園児北野 ②
- (加藤の子) 福中児童園児園児北野 ③
- (加藤の子) 下郷町児童園児北野 ④
- (加藤の子) 福中児童園児園児北野 ⑤

- (本間の手紙) 福中児童園児園児北野 ⑥
- (本間の手紙) 下郷町児童園児北野 ⑦
- (本間の手紙) 福中児童園児園児北野 ⑧